

防府市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

1 目的

建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

2 総合点数の算出方法

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び平成20年1月31日国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」並びに平成20年1月31日国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」により算定された、客観的審査事項の点数（以下「客観点数」という。）に、市評価審査事項の点数（小数点以下第1位を四捨五入。以下「市評価点数」という。）を加えて得た点数を総合点数とする。

$$\text{市評価点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) \\ + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合については、等級格付けは行わないものとする。

なお、市評価審査事項は次の①から③までの事項とする。

① 工事成績

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間に甲検査による完成検査を行った工事（防府市上下水道局発注の公共下水道取付管布設工事及び公共下水道マンホール蓋取替・調整工事、河道掘削（浚渫工事）及び工場製作資材を現地にて取付けるだけの工事等を除く。）で、当該業者の施工した種類別の工事について、完成検査に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位を四捨五入したもの。）を採用し、別表①により工事成績評点を付与する。

なお、当初設計金額200万円未満の工事のみを受注した場合については、平均成績評定点を65点とし、市工事の実績がない業者については、平均成績評定点を55点とする。

② 指名停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間において、防府市の工事等入札参加者に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき別表に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

③ その他の項目

ア 建設業従事職員評点

入札参加資格審査申請日において、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている建設業従事職員数に対し、別表の③のAに示す評点を付与する。

イ 技術職員評点

直近の経営事項審査の審査基準日（以下「対象審査基準日」という。）における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の(1)及び(2)に規定する技術職員（建設業法第15条第2号イに該当する者）の人数及び資格に対し、1人あたり2点を付与する。ただし、加点の上限は90点とする。

ウ 次表の各項目に該当する業者について、別表の③のBに示すそれぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前の2年度の間企業合併を行った者（建設業の許可を有する者同士の合併に限る。）
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者

3 等級区分

- (1) 等級区分は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び造園工事について対象審査基準日における総合点数及び等級別条件によりそれぞれ次のとおりとする。

土木一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	950点以上	(1) 土木一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の土木一式工事における年間平均完成工事高が6千万円以上であること。
B	740点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の土木一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	640点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
D	A～C等級以外	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

建築一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	800点以上	(1) 建築一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の建築一式工事における年間平均完成工事高が9千万円以上であること。
B	680点以上	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の建築一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	A・B等級以外	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

電気工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の電気工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

管工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の管工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	660点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
C	A・B等級以外	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

造園工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	730点以上	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の造園工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

- (2) 上記以外の業種については、客観点数にとどめ格付は行わないものとする。
- (3) 等級の格付については、昇級の場合は2等級の範囲内とし、降級の場合は1等級の範囲内とする。
- (4) 対象審査基準日における経営事項審査総合評定値通知書の当該格付業種

において年間平均完成工事高を有しない業者は、1等級下位に格付するものとする。

(5) 新規業者及び新規業種については、最上位等級に格付しない。この場合において、土木一式工事及び建築一式工事の等級は、最高Cまでとする。

(6) 中間年における新規業者及び新規業種は、一律最下位格付とする。

(7) 格付の見直しは基準年のみとし、中間年における格付の見直しは行わないものとする。

附 則

1 この基準は、平成17年5月27日から施行する。

2 2④の工事成績評点の付与については、平成17・18年度建設工事競争入札の参加資格の等級格付に限り、平成15年度に係る成績評定点に平成16年度の基本評定点を平成15年度の基本評定点で除して得た割合を乗じて算定した数値を平成15年度に係る成績評定点とみなし、平均成績評定点を算定するものとする。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成19年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成21年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成27年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成29年2月1日から施行する。

2 この基準による改正後の規定は、平成29・30年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付から適用し、平成27・28年度以前の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

この基準は、令和元年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和3年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和5年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の規定は、令和7・8年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付に適用する。よって、令和5・6年度に完了した工事に適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表

① 工事成績評点

平均成績評定点	～55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80～
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止状況評点

指名停止期間	2ヶ月未満	2ヶ月以上4ヶ月未満	4ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
指名停止状況評点	－ 1	－ 2	－ 3	－ 4

③ その他の項目

A 建設業従事職員評点

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20

人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～35
評点	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50

人数	36～40	41～45	46～
評点	55	60	70

B 次表の各項目に該当する業者について、それぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前2年度の間企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る)	+客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与)
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者	+10

防府市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

1 目的

建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

2 総合点数の算出方法

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び平成20年1月31日国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」並びに平成20年1月31日国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」により算定された、客観的審査事項の点数（以下「客観点数」という。）に、市評価審査事項の点数（小数点以下第1位を四捨五入。以下「市評価点数」という。）を加えて得た点数を総合点数とする。

$$\text{市評価点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) \\ + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合については、等級格付けは行わないものとする。

なお、市評価審査事項は次の①から③までの事項とする。

① 工事成績

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間に甲検査による完成検査を行った工事（防府市上下水道局発注の公共下水道取付管布設工事及び公共下水道マンホール蓋取替・調整工事、河道掘削（浚渫工事）及び工場製作資材を現地にて取付けるだけの工事等を除く。）で、当該業者の施工した種類別の工事について、完成検査に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位を四捨五入したもの。）を採用し、別表①により工事成績評点を付与する。

なお、当初設計金額200万円未満の工事のみを受注した場合については、平均成績評定点を65点とし、市工事の実績がない業者については、平均成績評定点を55点とする。

② 指名停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間において、防府市の工事等入札参加者に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき別表に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

③ その他の項目

ア 建設業従事職員評点

入札参加資格審査申請日において、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている建設業従事職員数に対し、別表の③のAに示す評点を付与する。

イ 技術職員評点

直近の経営事項審査の審査基準日（以下「対象審査基準日」という。）における「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の(1)及び(2)に規定する技術職員（建設業法第15条第2号イに該当する者）の人数及び資格に対し、1人あたり2点を付与する。ただし、加点の上限は90点とする。

ウ 次表の各項目に該当する業者について、別表の③のBに示すそれぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前の2年度の間企業合併を行った者（建設業の許可を有する者同士の合併に限る。）
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者

3 等級区分

- (1) 等級区分は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び造園工事について対象審査基準日における総合点数及び等級別条件によりそれぞれ次のとおりとする。

土木一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	950点以上	(1) 土木一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の土木一式工事における年間平均完成工事高が6千万円以上であること。
B	740点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の土木一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	640点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
D	A～C等級以外	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

建築一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	800点以上	(1) 建築一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の建築一式工事における年間平均完成工事高が9千万円以上であること。
B	680点以上	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の建築一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	A・B等級以外	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

電気工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の電気工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

管工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の管工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	660点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
C	A・B等級以外	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

造園工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	730点以上	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の造園工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

- (2) 上記以外の業種については、客観点数にとどめ格付は行わないものとする。
- (3) 等級の格付については、昇級の場合は2等級の範囲内とし、降級の場合は1等級の範囲内とする。
- (4) 対象審査基準日における経営事項審査総合評定値通知書の当該格付業種

において年間平均完成工事高を有しない業者は、1等級下位に格付するものとする。

(5) 新規業者及び新規業種については、最上位等級に格付しない。この場合において、土木一式工事及び建築一式工事の等級は、最高Cまでとする。

(6) 中間年における新規業者及び新規業種は、一律最下位格付とする。

(7) 格付の見直しは基準年のみとし、中間年における格付の見直しは行わないものとする。

附 則

1 この基準は、平成17年5月27日から施行する。

2 2④の工事成績評点の付与については、平成17・18年度建設工事競争入札の参加資格の等級格付に限り、平成15年度に係る成績評定点に平成16年度の基本評定点を平成15年度の基本評定点で除して得た割合を乗じて算定した数値を平成15年度に係る成績評定点とみなし、平均成績評定点を算定するものとする。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成19年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成21年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成27年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成29年2月1日から施行する。

2 この基準による改正後の規定は、平成29・30年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付から適用し、平成27・28年度以前の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

この基準は、令和元年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和3年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和5年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の規定は、令和7・8年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付に適用する。よって、令和5・6年度に完了した工事に適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表

① 工事成績評点

平均成績評定点	～55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80～
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止状況評点

指名停止期間	2ヶ月未満	2ヶ月以上4ヶ月未満	4ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
指名停止状況評点	－ 1	－ 2	－ 3	－ 4

③ その他の項目

A 建設業従事職員評点

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20

人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～35
評点	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50

人数	36～40	41～45	46～
評点	55	60	70

B 次表の各項目に該当する業者について、それぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前2年度の間企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る)	+客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与)
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者	+10

防府市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

1 目的

建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

2 総合点数の算出方法

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び平成20年1月31日国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」並びに平成20年1月31日国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」により算定された、客観的審査事項の点数（以下「客観点数」という。）に、市評価審査事項の点数（小数点以下第1位を四捨五入。以下「市評価点数」という。）を加えて得た点数を総合点数とする。

$$\text{市評価点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) \\ + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合については、等級格付けは行わないものとする。

なお、市評価審査事項は次の①から③までの事項とする。

① 工事成績

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間に甲検査による完成検査を行った工事（防府市上下水道局発注の公共下水道取付管布設工事及び公共下水道マンホール蓋取替・調整工事、河道掘削（浚渫工事）及び工場製作資材を現地にて取付けるだけの工事等を除く。）で、当該業者の施工した種類別の工事について、完成検査に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位を四捨五入したもの。）を採用し、別表①により工事成績評点を付与する。

なお、当初設計金額200万円未満の工事のみを受注した場合については、平均成績評定点を65点とし、市工事の実績がない業者については、平均成績評定点を55点とする。

② 指名停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間において、防府市の工事等入札参加者に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき別表に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

③ その他の項目

ア 建設業従事職員評点

入札参加資格審査申請日において、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている建設業従事職員数に対し、別表の③のAに示す評点を付与する。

イ 技術職員評点

直近の経営事項審査の審査基準日（以下「対象審査基準日」という。）における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の(1)及び(2)に規定する技術職員（建設業法第15条第2号イに該当する者）の人数及び資格に対し、1人あたり2点を付与する。ただし、加点の上限は90点とする。

ウ 次表の各項目に該当する業者について、別表の③のBに示すそれぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前の2年度の間企業合併を行った者（建設業の許可を有する者同士の合併に限る。）
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者

3 等級区分

- (1) 等級区分は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び造園工事について対象審査基準日における総合点数及び等級別条件によりそれぞれ次のとおりとする。

土木一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	950点以上	(1) 土木一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の土木一式工事における年間平均完成工事高が6千万円以上であること。
B	740点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の土木一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	640点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
D	A～C等級以外	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

建築一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	800点以上	(1) 建築一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の建築一式工事における年間平均完成工事高が9千万円以上であること。
B	680点以上	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の建築一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	A・B等級以外	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

電気工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の電気工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

管工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の管工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	660点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
C	A・B等級以外	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

造園工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	730点以上	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の造園工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

- (2) 上記以外の業種については、客観点数にとどめ格付は行わないものとする。
- (3) 等級の格付については、昇級の場合は2等級の範囲内とし、降級の場合は1等級の範囲内とする。
- (4) 対象審査基準日における経営事項審査総合評定値通知書の当該格付業種

において年間平均完成工事高を有しない業者は、1等級下位に格付するものとする。

(5) 新規業者及び新規業種については、最上位等級に格付しない。この場合において、土木一式工事及び建築一式工事の等級は、最高Cまでとする。

(6) 中間年における新規業者及び新規業種は、一律最下位格付とする。

(7) 格付の見直しは基準年のみとし、中間年における格付の見直しは行わないものとする。

附 則

1 この基準は、平成17年5月27日から施行する。

2 2④の工事成績評点の付与については、平成17・18年度建設工事競争入札の参加資格の等級格付に限り、平成15年度に係る成績評定点に平成16年度の基本評定点を平成15年度の基本評定点で除して得た割合を乗じて算定した数値を平成15年度に係る成績評定点とみなし、平均成績評定点を算定するものとする。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成19年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成21年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成27年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成29年2月1日から施行する。

2 この基準による改正後の規定は、平成29・30年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付から適用し、平成27・28年度以前の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

この基準は、令和元年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和3年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和5年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の規定は、令和7・8年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付に適用する。よって、令和5・6年度に完了した工事に適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表

① 工事成績評点

平均成績評定点	～55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80～
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止状況評点

指名停止期間	2ヶ月未満	2ヶ月以上4ヶ月未満	4ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
指名停止状況評点	－ 1	－ 2	－ 3	－ 4

③ その他の項目

A 建設業従事職員評点

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20

人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～35
評点	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50

人数	36～40	41～45	46～
評点	55	60	70

B 次表の各項目に該当する業者について、それぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前2年度の間企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る)	+客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与)
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者	+10

防府市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

1 目的

建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

2 総合点数の算出方法

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び平成20年1月31日国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」並びに平成20年1月31日国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」により算定された、客観的審査事項の点数（以下「客観点数」という。）に、市評価審査事項の点数（小数点以下第1位を四捨五入。以下「市評価点数」という。）を加えて得た点数を総合点数とする。

$$\text{市評価点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) \\ + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合については、等級格付けは行わないものとする。

なお、市評価審査事項は次の①から③までの事項とする。

① 工事成績

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間に甲検査による完成検査を行った工事（防府市上下水道局発注の公共下水道取付管布設工事及び公共下水道マンホール蓋取替・調整工事、河道掘削（浚渫工事）及び工場製作資材を現地にて取付けるだけの工事等を除く。）で、当該業者の施工した種類別の工事について、完成検査に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位を四捨五入したもの。）を採用し、別表①により工事成績評点を付与する。

なお、当初設計金額200万円未満の工事のみを受注した場合については、平均成績評定点を65点とし、市工事の実績がない業者については、平均成績評定点を55点とする。

② 指名停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間において、防府市の工事等入札参加者に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき別表に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

③ その他の項目

ア 建設業従事職員評点

入札参加資格審査申請日において、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている建設業従事職員数に対し、別表の③のAに示す評点を付与する。

イ 技術職員評点

直近の経営事項審査の審査基準日（以下「対象審査基準日」という。）における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の(1)及び(2)に規定する技術職員（建設業法第15条第2号イに該当する者）の人数及び資格に対し、1人あたり2点を付与する。ただし、加点の上限は90点とする。

ウ 次表の各項目に該当する業者について、別表の③のBに示すそれぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前の2年度の間企業合併を行った者（建設業の許可を有する者同士の合併に限る。）
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者

3 等級区分

- (1) 等級区分は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び造園工事について対象審査基準日における総合点数及び等級別条件によりそれぞれ次のとおりとする。

土木一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	950点以上	(1) 土木一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の土木一式工事における年間平均完成工事高が6千万円以上であること。
B	740点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の土木一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	640点以上	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
D	A～C等級以外	(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

建築一式工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	800点以上	(1) 建築一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の建築一式工事における年間平均完成工事高が9千万円以上であること。
B	680点以上	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 経審の建築一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
C	A・B等級以外	(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

電気工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の電気工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 電気工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

管工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	770点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の管工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	660点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。
C	A・B等級以外	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

造園工事

等級	区分 (総合点数)	等級別条件
A	730点以上	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営事項審査総合評定値通知書（以下「経審」という。）の造園工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。
B	A等級以外	(1) 造園工事の建設業の許可及び経営事項審査を受けていること。 (2) 中間年における新規業者及び新規業種。

- (2) 上記以外の業種については、客観点数にとどめ格付は行わないものとする。
- (3) 等級の格付については、昇級の場合は2等級の範囲内とし、降級の場合は1等級の範囲内とする。
- (4) 対象審査基準日における経営事項審査総合評定値通知書の当該格付業種

において年間平均完成工事高を有しない業者は、1等級下位に格付するものとする。

(5) 新規業者及び新規業種については、最上位等級に格付しない。この場合において、土木一式工事及び建築一式工事の等級は、最高Cまでとする。

(6) 中間年における新規業者及び新規業種は、一律最下位格付とする。

(7) 格付の見直しは基準年のみとし、中間年における格付の見直しは行わないものとする。

附 則

1 この基準は、平成17年5月27日から施行する。

2 2④の工事成績評点の付与については、平成17・18年度建設工事競争入札の参加資格の等級格付に限り、平成15年度に係る成績評定点に平成16年度の基本評定点を平成15年度の基本評定点で除して得た割合を乗じて算定した数値を平成15年度に係る成績評定点とみなし、平均成績評定点を算定するものとする。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成19年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成21年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成25年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成27年5月31日から施行する。

附 則（一部改正）

1 この基準は、平成29年2月1日から施行する。

2 この基準による改正後の規定は、平成29・30年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付から適用し、平成27・28年度以前の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

この基準は、令和元年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和3年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和5年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の規定は、令和7・8年度の建設工事に係る競争入札参加資格の等級格付に適用する。よって、令和5・6年度に完了した工事に適用する。

附 則（一部改正）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表

① 工事成績評点

平均成績評定点	～55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80～
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止状況評点

指名停止期間	2ヶ月未満	2ヶ月以上4ヶ月未満	4ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
指名停止状況評点	－ 1	－ 2	－ 3	－ 4

③ その他の項目

A 建設業従事職員評点

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20

人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～35
評点	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50

人数	36～40	41～45	46～
評点	55	60	70

B 次表の各項目に該当する業者について、それぞれの評点を付与する。

企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度の直前2年度の間企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る)	+客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与)
一般事業主行動計画策定	申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は同条第4項の規定により届出を行っている者	+10